

下松市一般廃棄物処理基本計画 (生活排水編)



令和 8 年 1 月

下松市

目 次

はじめに.....	1
1 基本方針.....	3
2 目標年次.....	4
3 生活排水の処理体系.....	4
4 生活排水の排出状況.....	5
5 生活排水の処理主体.....	9
6 生活排水処理基本計画.....	10
(1) 生活排水の処理計画.....	10
①処理の目標.....	10
②生活排水を処理する区域及び人口等.....	13
③施設整備計画.....	14
④合併処理浄化槽設置整備事業.....	14
(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	16
(3) その他.....	17

はじめに

本市は、山口県の南東海岸部に位置し、気候温暖の地である。東方は光市、北方と西方は周南市に隣接し、南方は下松湾（笠戸湾）を擁し周防灘に臨んでいる。総面積は89.34km²で、県の総面積の約1.5%を占め、東西12.7km、南北20.6kmと南北に細長い市域を持っている。

気候は、年間の日照時間も比較的多く、瀬戸内型の気候のため、降水量も少なく温暖である一方、梅雨期には降水量が多いなど、北九州型の気候も有している。

令和7年3月末現在、世帯数は26,930世帯、人口は56,347人であり、世帯数は微増しているものの、人口は減少傾向にある。

市の北部地域は、豊かな水資源を有する山間部につながり、天恵の自然環境を提供しており、この地域に設置された末武川ダムや温見ダムは、上水、工業用水、農業用水等を提供する貴重な水資源となっている。

臨海工業地域に接する下松港は、笠戸島と周南市の大島半島に囲まれ、波静かな天然の良港をなしており、国際拠点港湾として大切な機能を果たしている。

また、笠戸大橋によって本土と結ばれている笠戸島は、風光明媚な景勝の地であることから、瀬戸内海国立公園に指定されており、観光やレクリエーションなど観光交流拠点となっている。

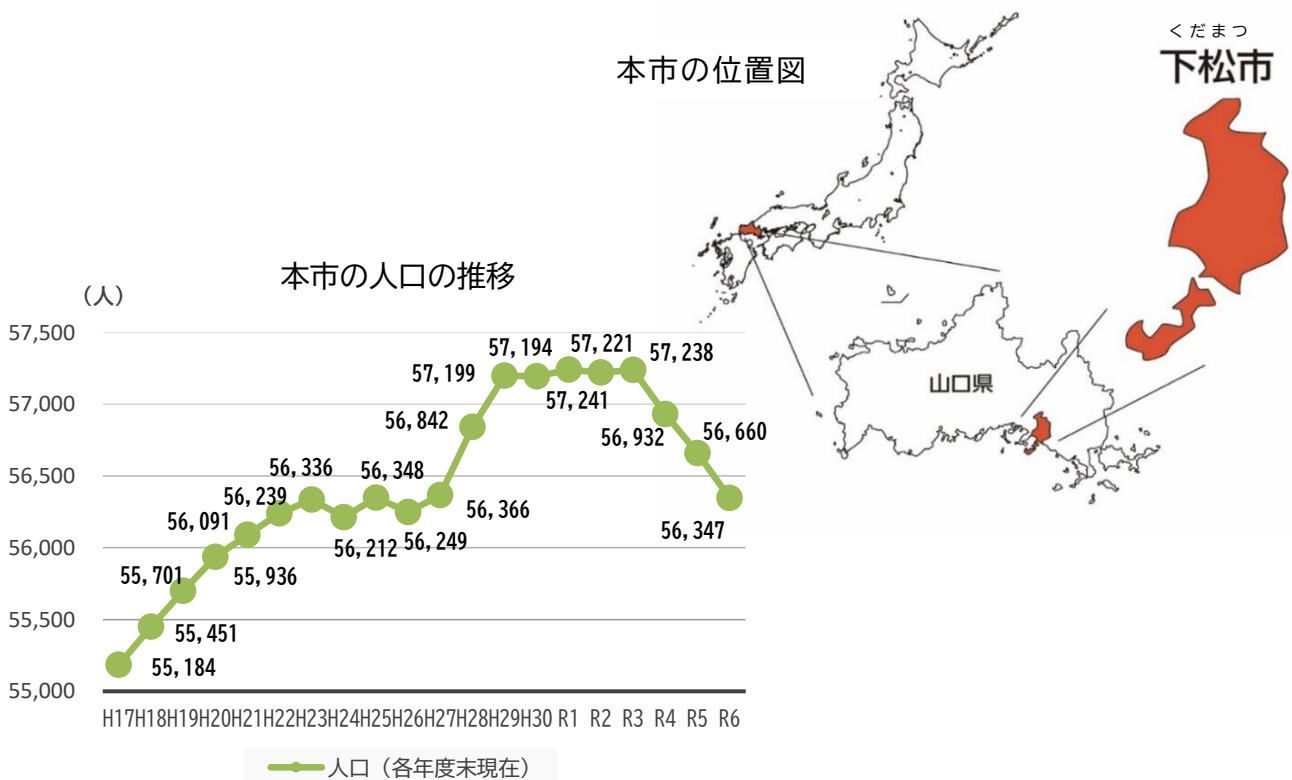
土地利用の状況は、低地が全体面積の約15%（13km²）を占め、山地・丘陵が約85%（76km²）となっており、県道366号、J R山陽本線、国道2号、J R岩徳線を軸とし、海岸部を含む平坦地に集中している。

本市は、これまで多くの商業施設の立地により広域的な集客力を高めてきたが、地域経済を取り巻く状況は決して楽観できず、今後も、技術

蓄積を生かしたものづくり産業の新展開や農商工連携の促進、観光の振興などバランスのとれた足腰の強い産業構造の形成を図ることが求められている。

また、水道水源の水質保全のため、末武川ダムに浄化設備が設置されているが、水質を悪化させる最大の原因は周辺住宅地からの生活雑排水の混入であり、周辺の市を含めた上流部での下水処理対策が求められている。さらに、上流域に開発計画が発生すると水道水源に重大な影響を及ぼすことから、下水処理対策を含めた適切な対応が今後の重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、計画的に生活排水の処理を行い、水環境の保全と公衆衛生を維持・向上させることにより、将来にわたって衛生的で快適な生活環境を確保することを目的として、令和2年11月に改訂された既計画の計画期間の満了による新たな下松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）（以下「本計画」という。）を策定するものである。



1 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念・目標

本市においては、山口県汚水処理施設整備構想に基づき、公共下水道事業認可区域について計画的な整備を推進するとともに、その他の地域については、合併処理浄化槽の普及による生活排水処理の推進に努めている。

主要河川の水質（BOD）について、国の定める「生活環境の保全に関する環境基準」の適合状況をみると、切戸川及び平田川は基準を達成しているが、末武川の下流については基準を達成していない年も見受けられる。

河川等の水質汚濁については、事業所等の排水規制が進んだ結果、現在では一般家庭から排出される生活雑排水に起因する割合が高まっており、より一層の生活排水対策が求められている。

このようなことから、今後も生活排水の適切な処理を積極的に推進し、公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図るものとする。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

本市の生活排水対策については、水の適正利用に関する普及啓発を行うとともに、地域特性に応じた生活排水処理施設の整備を進めることを基本とし、次の4つの方針に基づき取り組むものとする。

① 公共下水道事業整備の推進

令和2年度に公共下水道事業全体計画区域全域を事業認可区域としたことから、引き続き、「下松市公共下水道事業経営戦略（令和6年度～15年度）」に基づき、計画的に処理区域の拡大を図ることとする。

なお、下水の処理については、下松市浄化センター（終末処理場）で行っているほか、未武川以西の区域については周南市の東部浄化センターに処理委託している。

② 合併処理浄化槽の普及促進

その他の区域においては、合併処理浄化槽の普及促進を進めることとする。また、公共下水道による整備区域外で、新たに宅地開発が行われる場合には、開発規模に応じて合併処理浄化槽の設置を指導する。

③ 単独処理浄化槽等からの転換

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個々の状況を踏まえつつ、合併処理浄化槽への転換等を促進する。

④ 啓発活動の充実

公共下水道が整備されている区域において、未接続となっている家庭等に対しては、下水道への接続を働きかけ、水洗化の促進を図る。あわせて、水環境の保全に関する理解を深めるため、各種広報・啓発活動の充実を図るものとする。

2 目標年次

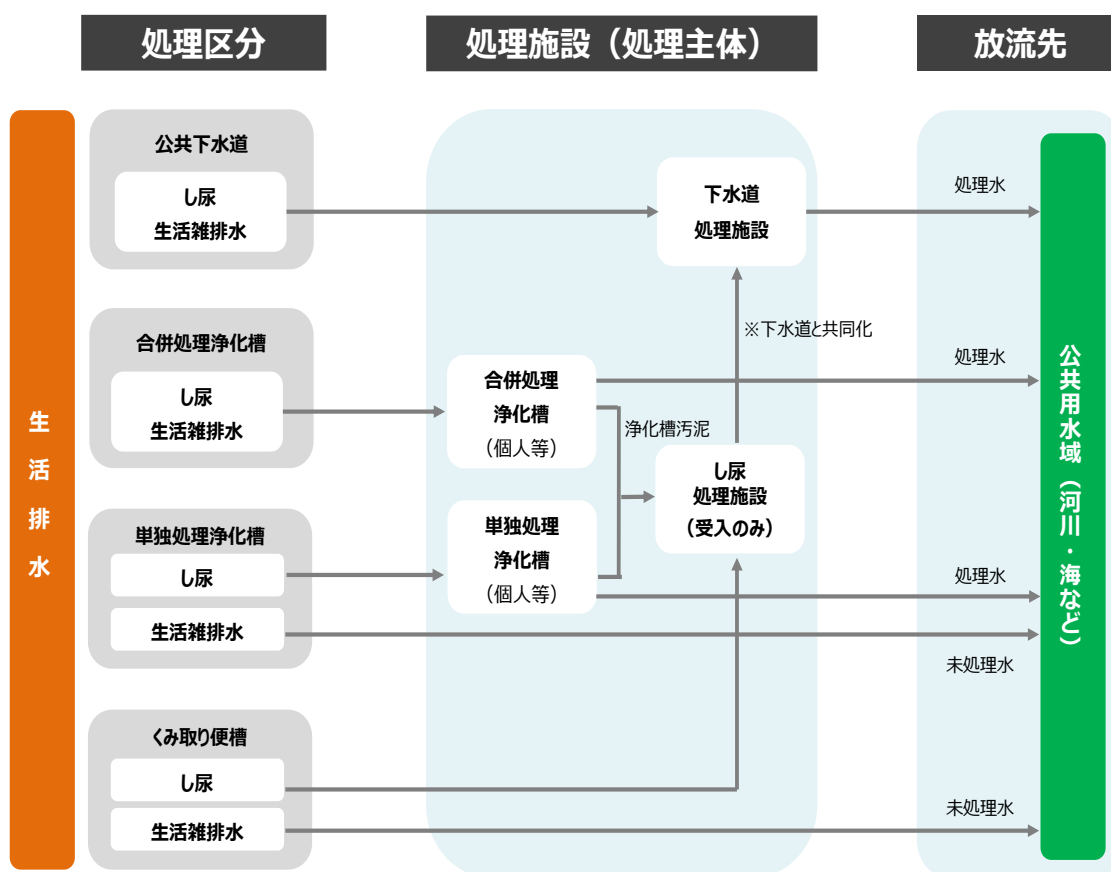
本計画の目標年度は、令和12年度とする。

3 生活排水の処理体系

本市における生活排水の処理の主な流れは、図に示すとおりである。生活排水を処理する施設には、し尿のほか日常生活において台所、

洗濯、風呂等から排出される生活雑排水を処理する「公共下水道」、
 「合併処理浄化槽」と、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」がある。
 単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の住宅等における生活雑排水は、
 未処理のまま公共用水域に放流されている。

図 本市の生活排水の処理体系



4 生活排水の排出状況

本市における生活排水の処理形態別人口の推移は、次表のとおりである。令和6年度においては、計画処理区域内人口56,347人のうち52,349人について生活排水の適正処理が行われている。また、生活排水処理率については、92.9%となっており、令和7年度の目標値として掲げた93.0%を概ね達成できる状況となっている。

本市公共下水道は、昭和53年4月に処理施設を供用開始し、令和7年3月末現在の処理区域面積は1,193ha、処理区域内人口51,409人となっており人口普及率は91.2%である。公共下水道の整備については、「下松市公共下水道事業経営戦略」に基づき、汚水整備概成に向け、引き続き普及率向上を図ることとしている。

浄化槽設置整備事業については、平成9年度から事業を開始し、平成17年度からは、国の循環型社会形成推進交付金事業の採択を得て設置費用の助成を行ってきたところである。加えて、平成18年度からは、市独自の政策として、公共下水道事業の認可区域内であっても、地理的条件等により公共下水道の整備が困難な区域について、浄化槽設置費用の助成を実施している。平成24年度からは、高度処理型への補助金額の拡充や、単独処理浄化槽からの転換を促進するための撤去費補助を開始するなど、住民からの要望等を踏まえながら計画的に施設整備を促進するとともに、更なる公共用水域の水質保全を図っている。

図 本市の生活排水処理計画図

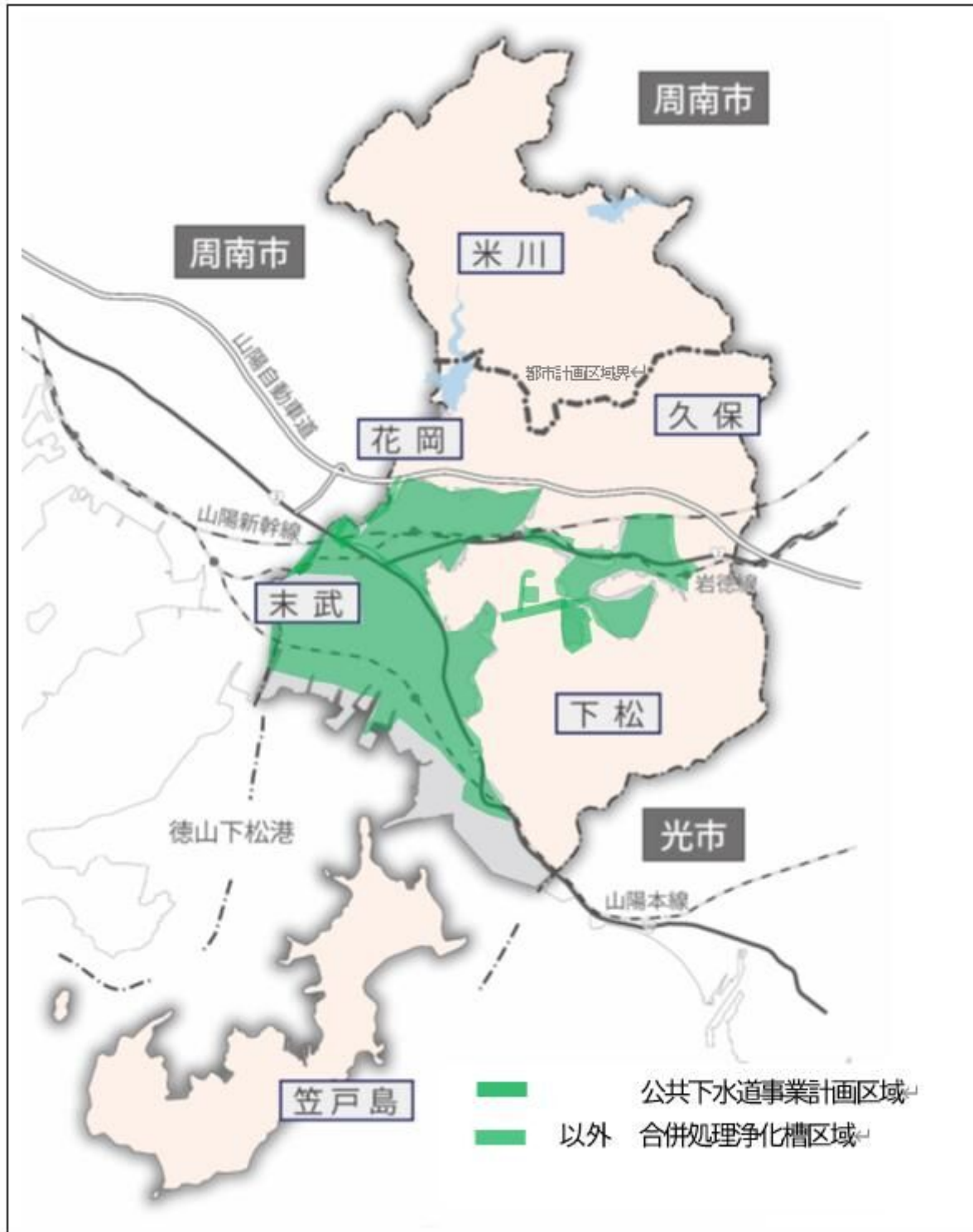


表 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
1 計画処理区域内人口	57,238	56,932	56,660	56,347	56,280
2 水洗化・生活雑排水 処理人口	52,325	52,192	52,020	52,349	52,324
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	2,329	2,342	2,223	2,324	2,320
(3)公共下水道	49,996	49,850	49,797	50,025	50,004
(4)農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,132	3,073	3,046	2,505	2,513
4 非水洗化人口	1,781	1,667	1,594	1,493	1,443
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※令和7年度数値は見込である。

5 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりである。

表 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
(1) コミュニティ・プラント	-	-
(2) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(3) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	下松市
(4) 農業集落排水施設	-	-
(5) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(6) し尿処理施設※	○し尿 ○浄化槽汚泥 ○ディスポーザ排水処理システム汚泥	下松市

※し尿処理施設は、し尿等の公共下水道への全量圧送に伴い受入施設のみとなっている。

6 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

① 処理の目標

「1 基本方針」に掲げた理念・目標の達成に向け、令和12年度に生活排水処理率を概ね93.9%とすることを目標とする。また市内の各地区の実情に沿った処理方式を採用し、効率的かつ適切な生活排水処理の推進を図るものとする。

ア 生活排水の処理の目標

	現在 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
生活排水処理率	93.0%	93.9%

※令和7年度数値は見込である。

イ 人口の内訳

	現在 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
1 行政区域人口	56,280人	55,195人
2 計画処理区域内人口	56,280人	55,195人
3 水洗化・生活雑排水 処理人口	52,324人	51,812人

※令和7年度数値は見込である。

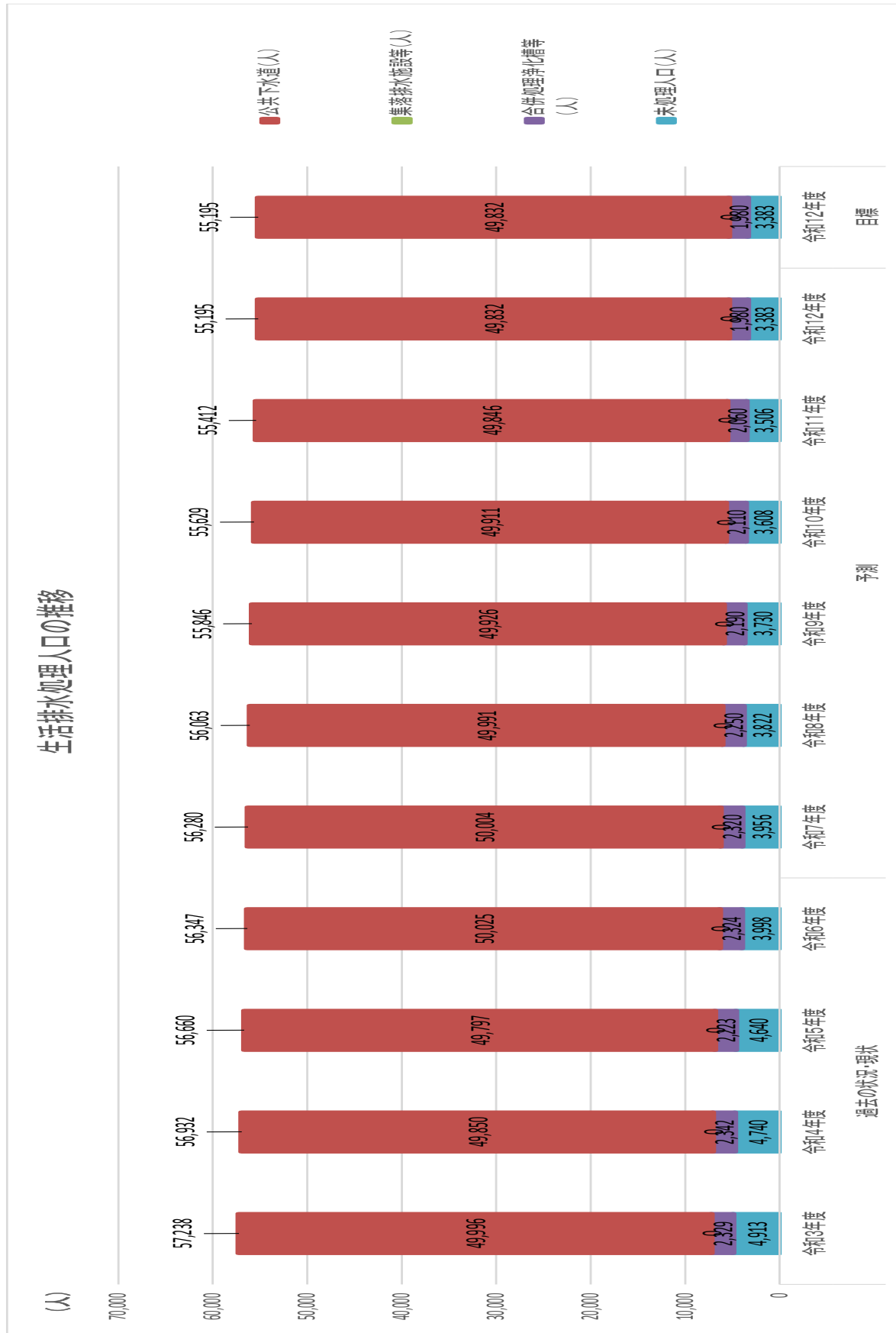
ウ 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

区 分 \ 年 度	現 在 (令和7年度)	目 標 年 度 (令和12年度)
1 計画処理区域内人口	56,280	55,195
2 水洗化・生活雑排水 処理人口	52,324	51,812
(1)コミュニティ・プラント	0	0
(2)合併処理浄化槽	2,320	1,980
(3)公共下水道	50,004	49,832
(4)農業集落排水施設	0	0
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,513	2,140
4 非水洗化人口	1,443	1,243
5 計画処理区域外人口	0	0

※令和7年度数値は見込である。

図 トレンドグラフ（生活排水処理人口の推移）

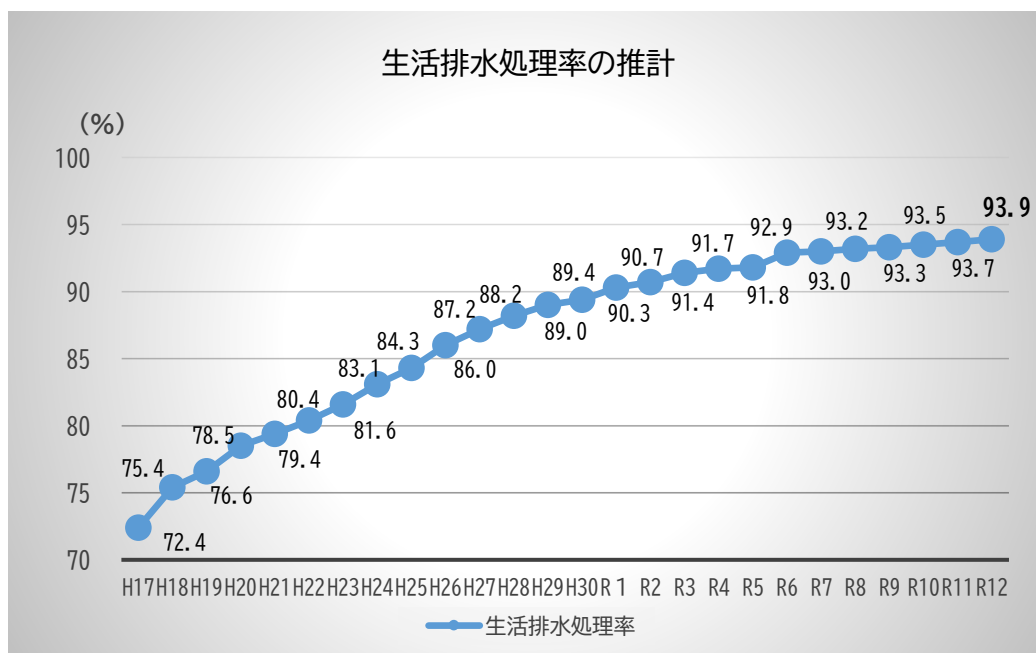


② 生活排水を処理する区域及び人口等

本市において、公共下水道及び合併処理浄化槽の設置整備を進める区域については、都市計画上の見地、地域の特性、周辺環境、水道水源の保全、地域の要望等から区域を定め、処理方法は地域の形態及び地域の要望等を総合的に勘案して定めるものとする。

公共下水道については、令和2年度に全体計画区域全域が事業認可区域となったことから、早期の概成を目指し、引き続き普及促進を図る。

合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域は、公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図る観点から、公共下水道事業認可区域を除く全ての区域を対象とする。また、公共下水道事業の認可区域内であっても地理的条件等により公共下水道の整備が困難な区域については、引き続き住民への周知を図りながら合併処理浄化槽の整備の拡充を図る。なお、合併処理浄化槽設置整備事業については、概ね5か年計画で推進することとし、地域住民のニーズを踏まえながら整備拡充に努めるものとする。



③ 施設整備計画

	計画処理 区域	計画処理 人 口	整備予定 年 度	事業費 見込み
コミュニティ・ プラント	-	-	-	-
合併処理 浄化槽	下水道認可区 域以外の全域 と認可区域内 の指定する一 部地域	340人	令和8年度 ～ 令和12年度	63百万円
公共下水道	市街化区域と 市街化調整区 域の一部地域	750人	令和8年度 ～ 令和12年度	8,901百万円 (うち汚水 6,012百万円)
農業集落 排水施設	-	-	-	-
し尿処理 施設	-	-	令和8年度 ～ 令和12年度	61百万円

※し尿処理施設の事業費は、し尿等の公共下水道への全量圧送に伴い廃止した水処理施設の解体等に要する費用である。

④ 合併処理浄化槽設置整備事業

本市の北部地域を流れる末武川は、本市の水道水源であるとともに、その他の河川についても全て瀬戸内海に流入している。

公共下水道の計画処理区域は、市街化区域と市街化調整区域の一部地域としているため、その他の区域については、公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を目的として合併処理浄化槽設置整備事業を推進する。

対象区域は、公共下水道事業計画の事業認可区域以外の全域と認可区域内の指定する一部地域とする。

補助対象となる浄化槽は、専用住宅に設置される10人槽以下の小型合併処理浄化槽とし、令和8年度から令和12年度までの5年間に120基の設置整備を図る。

表 浄化槽設置整備計画

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
5人槽	18基 (14基)	18基 (14基)	18基 (14基)	18基 (14基)	18基 (14基)	90基 (70基)
7人槽	5基 (4基)	5基 (4基)	5基 (4基)	5基 (4基)	5基 (4基)	25基 (20基)
10人槽	1基 (1基)	1基 (1基)	1基 (1基)	1基 (1基)	1基 (1基)	5基 (5基)
設置基数	24基 (19基)	24基 (19基)	24基 (19基)	24基 (19基)	24基 (19基)	120基 (95基)
うち単独撤去	10基 (7基)	10基 (7基)	10基 (7基)	10基 (7基)	10基 (7基)	50基 (35基)
整備人口	68人 (54人)	68人 (54人)	68人 (54人)	68人 (54人)	68人 (54人)	340人 (270人)
総事業費 (千円)	12,507 (8,523)	12,507 (8,523)	12,507 (8,523)	12,507 (8,523)	12,507 (8,523)	62,535 (42,615)

※ () 内は循環型社会形成推進交付金対象分

表 浄化槽設置整備事業補助金（市単独分含む）

人槽区分	通常型	高度処理型			
		窒素又は 燐除去型	高度窒素 除去型	BOD 除去型	窒素及び 燐除去型
5人槽	332,000円	444,000円	474,000円	489,000円	600,000円※
7人槽	414,000円	486,000円	615,000円	654,000円	780,000円※
10人槽	548,000円	585,000円	732,000円	903,000円	963,000円
単独 撤去費	150,000円※				

※令和8年4月1日施行の国基準額改定に伴う補助見込額

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

① 処理の現況

し尿の収集・運搬については、従来から業者に委託して行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬についても、許可業者が浄化槽の清掃と併せて実施している。下松市衛生センター（し尿処理施設）への搬入は週5日で、年間の搬入日数は256日、搬入量は25.4kℓ/日（令和6年度実績）となっている。

平成27年度からは、処理システムが類似している浄化センター（下水道の終末処理場）との二重投資を避けるとともに、維持管理コストの低減を図ることを目的として、衛生センターで受け入れたし尿及び浄化槽汚泥を公共下水道（平田ポンプ場）へ全量を圧送し、浄化センターで一括処理している。

なお、衛生センターは、昭和58年度から平成9年度にかけて新設改良を行った高負荷酸化処理方式（処理能力40kℓ/日）の施設であるが、近年は老朽化が進行している。このため、下水道との一括処理に伴い、水処理施設及び前処理施設を廃止しており、今後は、廃止施設の解体について検討するものとする。

② し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の排出状況は次表のとおりである。

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、これまでどおり委託及び許可の体制により実施するものとする。

表 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

	現 在 (令和7年度)	目 標 年 度 (令和12年度)
くみ取りし尿	6.5kℓ/日	5.8kℓ/日
単独処理浄化槽汚泥	7.1kℓ/日	6.5kℓ/日
合併処理浄化槽汚泥	11.6kℓ/日	10.5kℓ/日
合 計	25.2kℓ/日	22.8kℓ/日

※一般分は実績から、原単位をくみ取りし尿3.55ℓ/人・日、単独処理浄化槽汚泥1.60ℓ/人・日、合併処理浄化槽汚泥2.95ℓ/人・日とし、企業等分は実績から、くみ取りし尿1.5kℓ/日、単独処理浄化槽汚泥3.1kℓ/日、合併処理浄化槽汚泥4.7kℓ/日として排出量を算定した。

※令和7年度数値は見込である。

(3) その他

生活環境及び水環境の保全に向けて、生活排水対策の必要性や浄化槽の適正な管理の重要性等について、住民への理解促進を図るため、市広報やホームページ等を活用した周知・啓発活動を実施する。

特に台所での対策など家庭で取り組むことができる生活排水対策については、市広報等を活用しながら啓発を行うとともに、実践的な取組の推進を図るものとする。

また、浄化槽の適正な維持管理等については、山口県周南環境保健所、山口県浄化槽協会及び周南地区浄化槽協会と連携し、市広報や合併処理浄化槽維持管理費補助金（令和6年10月創設）を活用しながら、定期的な保守点検、清掃及び法定検査の確実な実施に向けた周知徹底に努めるものとする。

下松市一般廃棄物処理基本計画
(生活排水編)

令和8年1月

下松市上下水道局下水道課
〒744-8585 下松市大手町三丁目3番2号
電話 0833-45-1859 FAX 0833-41-6393